第 17 回 三沢川 桜・梨の花まつり　ステージ出演者募集要綱

1　開催概要

⑴　日時：令和９年３月 27 日（土）・28 日（日）　午前 10 時 30 分から午後３時まで

※時間は変更の可能があります。

⑵　場所：稲城市役所会場内ステージ（稲城市役所 第一駐車場）※下図赤枠内

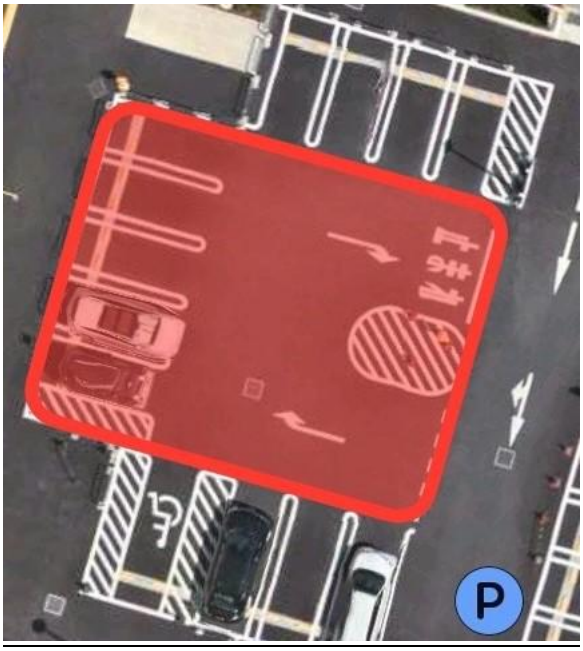

※注意事項

① 面積は約 15m×約 12m です。安全のため、範囲を超えての演出はご遠慮ください。

② ステージの面積は設営の都合上、変更する場合があります。

③ 車止めブロックは撤去しますが、U 字の鉄柵は一部を除きそのままの状態です。

④ 開閉会式用のお立ち台周辺の紅白幕は、当日の風の強さに応じて撤去いたします。演出のための利用はご遠慮ください。

⑶　出演時間：１団体（個人含む）あたり、転換（セッティングや撤収等）を含めて **30 分以内**

（紹介やＭＣについては、出演団体で行っていただきますようお願いします。）

※イメージ

セッティング
演奏・ダンス等 （紹介や MC 含む）
撤収

出演時間（30 分以内厳守）

2　応募資格

⑴　稲城市内において活動を行う団体または個人。

⑵　その他実行委員会が認める団体または個人。

⑶　政治、宗教的活動を伴わず、営利を目的としない団体または個人。

⑷　本要綱が定める規定に加え、**円滑な催事運営のために実行委員会の指示を遵守できる者。**

⑸　上記に該当していても、反社会的勢力（これに類似するものを含む）または反社会的勢力に関係がある、それらとの関係が疑われる団体または個人の出演は認めない。

3　募集定員

⑴　募集する出演者数は最大７団体（個人含む）とする。

※プログラムの都合上、減枠の可能性有り。

⑵　申し込みは応募フォーム（Logo フォーム）にて受け付け、応募者多数の場合は抽選とする。

4　出演申込

⑴　必要事項を応募フォームに記入すること。応募フォーム以外での応募は原則として認めない。
⑵　申込期間は令和８年 12 月２日（水）午前９時から令和８年 12 月 14 日(月)までとする。
⑶　１つの出演者につき１回限りの応募とする。
⑷　１つの出演者から恣意的と認められる複数回の応募があった場合、その出演者の応募は認めない。
⑸　申込内容に虚偽の記載があった場合、その団体および個人の出演は認めない。

5　出演決定

⑴　２月中旬までに参加が決定した応募者へ通知（メールまたは電話）を行う。
⑵　出演日および時間については実行委員会が決定する。
⑶　何らかの事由により出演を辞退する場合、可及的速やかに実行委員会に報告すること。

6　出演規定

⑴　１つの出演者につき２日間で１枠までの出演とする。
⑵　出演時間は 30 分(転換含む)以内とする。プログラムの円滑な進行のため、時間を厳守すること。
⑶　まつり実行委員会によるステージの司会は行わない。団体や演目の紹介は各団体で行うこと。
⑷　公序良俗に反する演出を行わないこと。
⑸　他の出演者の演出を妨害する行為を行わないこと。出演者同士は、トラブル等が生じないよう互いに配慮しあうこと。トラブル等があった場合については、当事者間にて解決を図ることとし、実行委員会では関与しない。なお、実行委員会へトラブル等の申し立てがあった時は、その当事者双方の出演を即時中止し、次年度以降の出演も禁止する。
⑹　実行委員会はステージ出演者に対して一切の金品および出演料を支払わない。
⑺　会場内に三脚や脚立等を設営して**ステージを撮影する場合、事前に申請を行った上で実行委員会の許可を得ること。**無許可で三脚や脚立等を設営し撮影を行った場合、または安全上の問題があると実行委員会により判断され、その指示に従わなかった場合は直ちに出演を中止とし、次年度以降の出演は認めない。
⑻　出演者は、強風などによる機材等の倒壊による事故の発生防止に努めること。
⑼　個人の判断による行為によって事故および損害等が発生した場合は、直ちに実行委員会に報告し、出演者の責任の下で適切に対応すること。
⑽　会場の汚損や来場者に危害を加える恐れのある特殊な演出は行わないこと。
⑾　グッズや CD 販売等の営利を目的とした行為は行わないこと。
⑿　その他本要綱による定めのない事項については実行委員会の指示に従うこと。

7　音響設備

⑴　スピーカー、アンプ、ミキサー、マイク、CD プレイヤー等の基本的な音響設備については実行委員会が準備する。
⑵　その他演出に必要な機材等および音源については、出演者自身が負担し準備すること。

8　駐車場

⑴　駐車場の利用は**１団体（個人含む）につき１台までとする。**

⑵ 入庫の際は事前に発行された駐車許可証を持参すること。また、駐車中は常にこれを外から確認できる場所に掲示すること。
⑶ 駐車場内では実行委員会および係員の指示に従うこと。
⑷ 緊急車両通行等のため、やむを得ず車両の移動が必要となった場合、直ちに責任者の指示に従うこと。
⑸ 駐車場内でのいかなる事故やトラブルについても、実行委員会は一切の責任を負わない。

9　搬入・搬出

⑴ 機材等の搬入・搬出の際は、指定駐車場から行うこと。
⑵ 作業時は周囲の安全に十分注意すること。
⑶ 所定の時間以外の搬入・搬出作業は行わないこと。

10　控室

⑴ 控室は応募フォームに記載された人数を基に、実行委員会が部屋を割り振る。
⑵ 出演者同士での判断による部屋の交換および鍵の貸し借りは行わないこと。
⑶ 貴重品管理については十分注意すること。万が一盗難および紛失があった場合、実行委員会は一切の責任を負わない。
⑷ 控室内の備品を持ち出さないこと。
⑸ 控室の利用にあたって、室内およびその他備品等を汚損させた場合は直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うこと。
⑹ ゴミは各自で必ず持ち帰ること。
⑺ 退出時は原状回復を行うこと。
⑻ 控室内および会場内は全て禁煙とする。喫煙する場合は指定の場所で行うこと。
⑼ その他要綱に定めのない事項については実行委員会の指示に従うこと。

11　その他注意事項

⑴ 開催当日、天災やその他不可効力が原因として、開催の中止およびイベントの内容の一部変更となる場合があるが、実行委員会は、出演者に生じる損害及びその他のことに関して一切の責任を負わない。また、その場合は速やかに実行委員会の指示に従うこととする。
⑵ ステージの様子は市および実行委員会で撮影し、市の HP や SNS 等の媒体で公開することがある。
⑶ 個人情報の取り扱いについて、本事業以外の目的では使用しない。また、法律及び条令に基づく警察等の行政機関や司法機関からの要請があった場合を除き、第三者には提供しない。
⑷ 出演者が本要綱を遵守せず、実行委員会の指示にも従わなかった場合は、実行委員会にて記録した上で当年の出演を許可せず、次年度以降の出演および応募を禁ずる。
⑸ 本要綱に記載する事項及びそれ以外で問題が生じた場合は、協議の上、対応をする。

12　問い合わせ先

第 17 回 三沢川 桜・梨の花まつり　実行委員会事務局
稲城市産業文化スポーツ部観光課観光係
ＴＥＬ：042-378-2111（内線 684）